

身近な地域で活躍している人たち

「市民が主役のまちづくり」を進めるためのみんなのルールである『自治基本条例』が4月1日から施行されます。キーワードは、「市民参加」と「情報共有」。そこで、地域のまちづくりのために、どんな人たちが、どんな活動をしているのか見てみましょう。



民生委員・児童委員

民生委員法および児童福祉法に基づいて、地域で、福祉に関する相談に応じ、必要な援助を行います。 詳細：区役所保健福祉課(内線343)

委員の高齢化が進んでおり、なり手不足が心配です。民生委員は特別の資格は必要ありません。研修を行い、学習した内容を委員間で共有しています。社会奉仕に熱意があれば、やりがいのある仕事だと思います。

父が町内会活動をしてきた関係で始めました。訪問して笑顔で迎えられるとうれしいですね。中には緊急連絡先を託す方もいて、信頼されているという使命感を覚えます。プライバシーを気にする方もいますが、法律で守秘義務が定められているので、安心してご相談ください。

「目配り、気配り、心配りが大切」

やまもと えみこ
山本笑美子さん

東月寒地区民生委員児童委員協議会会長。委員歴25年。小さいときからこの地区に住んでおり、地域に対する思いは強い。



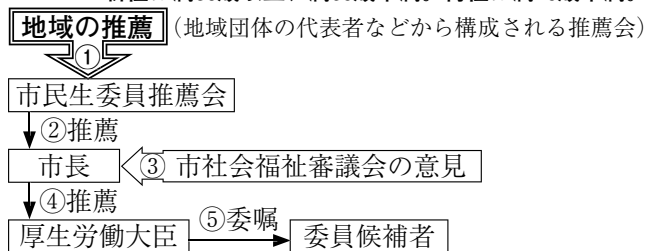
こんな人たちです

主な業務

- ◆ひとり暮らしの高齢者への声掛け。
- ◆市からの依頼で、66歳に到達直前の方の健康状態を調査。
- ◆高齢者や子どもの保健福祉に関する相談を受け、解決に向けてお手伝い。
- ◆生活保護や生活福祉資金の申請者の状況を調査。

選任方法

※任期は3年(再任可。今年は一斉改選)。
※新任は満30歳以上、満65歳未満。再任は満75歳未満。



その他

- ◆区全体で312名。 ◆民生委員児童委員協議会が委員を総括。
- ◆委員は、身分証・バッジを常に携帯し、自宅の玄関に門標を掲示。



高齢の方の自宅を訪問。お変わりないですか？

こんな活動をしています

訪問は毎月実施します。福祉のまち推進センターやボランティア団体なども連携しており、以前、家の中で物干し台から転落した方を、早期に見つけてみんなで協力して、大事に至らずに済んだことがあったそうです。「最近所は減っていますが、隣近所との付き合いも大切です」と山本さんは言います。